銚子市地域おこし協力隊（協働のまちづくり推進）募集要項

銚子円卓会議は、地域資源である「ヒト」「モノ」「コト」「カネ」の発掘・育成・架橋によって協働のまちづくりを推進し、魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指す中間支援団体です。

中間支援組織の円滑な運営体制の確立と、その活用を通して、分野横断による協働のまちづくりを推進するために、地域おこし協力隊として活動する方を募集します。

１　募集人員

　　地域おこし協力隊（協働のまちづくり推進）　１名

　（内訳）

- 協働のまちづくりを推進する中間支援組織の運営に関心のある方　１名

２　応募条件

　　次の全ての条件を満たせる方

（1）現在、３大都市圏等に在住し、隊員として委嘱された場合、銚子市内に住民票を移動できる方

（2）一般財団法人の設立や中間支援組織の運営に対する知識・興味・関心があり、中間支援組織を通じた地域の活性化、協働のまちづくり推進の担い手として活躍する決意と意欲のある方

（3）基本的なパソコンの操作（Word、Excel、PowerPointなど）及びホームページ、SNSやweb媒体を活用した情報発信ができる方

（4）土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など不規則な業務に対応できる方

（5）次のいずれにも該当しない方

ア　令和６年１月１５日以降に銚子市内に住民登録があると認められる者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

ウ　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

３　任期

初年度は委嘱日から令和７年３月３１日まで。次年度からは、年度毎に委嘱し最長で３年間となります。

任期は３年間ですが、任期終了後も引き続き銚子市内に定住し、中間支援組織等を通じた協働のまちづくり推進のために活躍いただけることを期待します。

４　活動内容

地域資源である「ヒト」「モノ」「コト」「カネ」の発掘・育成・架橋によって協働のまちづくりを推進し、魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指す中間支援団体である銚子円卓会議の活動の促進と、円滑な運営体制の確立に係る活動をしていただきます。

具体的な活動内容は、活動開始に先立ち、隊員と銚子市及び銚子円卓会議の間で協議します。

■一般財団法人の設立及び中間支援組織の運営に関心のある方

|  |  |
| --- | --- |
| 活動内容 | 中間支援組織を活用した協働のまちづくりの促進及びその運営体制の確立 |
| 主な活動のイメージ | ・市民の自発的で多様なまちづくりへの参画を支援する活動・次世代のキャリア形成支援に係る活動・地域資源の活用、循環による新たな価値の創出に係る活動・非営利組織の基盤強化に係る活動 |
| 銚子円卓会議 | 概　要：平成２５年度に発足した多様なまちづくりの主体が連携する協議体で、地域資源である「ヒト」「モノ」「コト」「カネ」の発掘・育成・架橋によって協働のまちづくりを推進し、魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指す中間支援団体です。　　　　　現在、これまでの活動実績により育まれた社会関係資本を基軸に、公平かつ透明性の高い運営を行い、社会的な信用をより高め幅広く活動するため法人への移行を進めています。団体HP：https://choshientaku.com/ |

５　業務形態、契約期間

（1）個人への業務委託です。市との雇用契約はありません。

（2）契約期間は委嘱期間と同じです。

６　活動時間、活動日数等

　　業務委託契約のため、具体的な勤務場所、日数及び時間は定めませんが、十分な活動成果が得られる程度の日数、時間で活動していただきます。具体的な数値目標（短期、中長期）を設定した活動計画を作成し、これに基づいて必要な活動内容や日数、時間を市及び銚子円卓会議と調整した上で活動に着手していただくこととします。

　　なお、差し支えのない範囲での兼業も可能とします。

７　委託料等

（1）業務委託料（固定費）　月額266,000円

（2）業務委託料（活動費）　160,000円×活動月数を上限とする額（市に提出いただく活動計画書及び活動報告書に基づき予算の範囲内で支払います。）

　　○活動費の例

　　　・住宅費（家賃など）

　　　・活動用車両の燃料費及び借上に要する経費

　　　・活動に必要な通信費

　　　・旅費、宿泊費その他隊員の移動、滞在に要する費用

　　　・備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費

　　　・活動に必要な知識等の習得、隊員の能力向上等を目的とする研修等の受講に要する経費

　　　・その他地域おこし活動のために市長が必要と認める経費

８　福利厚生等

（1）隊員と市の関係は、業務委託契約のため、健康保険、年金等の社会保険は各自で加入してください。

（2）住居は各自で確保してください。なお、住居借上費用は活動費に含みますが、光熱水費や共益費については活動費の対象外とします。

９　応募手続

（1）応募受付期間

　　令和６年４月１６日から令和６年５月１４日まで。銚子市役所総務課総務室まで郵送又は電子メールで応募してください（令和６年５月１４日必着）。

　（応募先）

　　〒２８８－８６０１

　　千葉県銚子市若宮町１番地の１　銚子市総務課総務室

　　E-mail　kyoudou@city.choshi.lg.jp

（2）提出書類

　ア　銚子市地域おこし協力隊（協働のまちづくり推進）応募用紙

　イ　質問票（協働のまちづくり推進）

　ウ　住民票（第２次選考の際に提出）

（3）選考方法

ア　第１次選考　書類選考

　　書類選考の結果は、応募者全員に通知予定です。

イ　第２次選考　面接

　　書類選考の通過者に面接日時をご案内します。

　　　最終結果は、面接受験者全員に通知します。

　　なお、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。